

第 4 次さいたま市男女共同参画基本計画の策定について

1. 計画の位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第 10 条に基づく基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条に基づく「市町村推進計画」

2. 策定の背景

①社会経済状況の変化

少子高齢化、人口減少による労働力人口の減少、子どもを持つ家庭での共働き世帯の増加、女性の就業率の増加、高齢者世帯の貧困、非正規労働者の増大による格差

②国の動向

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 制定、平成 28.4 全面施行）、
「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年策定）、「働き方改革実行計画」（平成 29 年策定）

③さいたま市の現状

30 歳代女性の労働力率が低下する M 字カーブ問題、一部解消はみられるものの根強く残る固定的な性別役割分担意識、女性の悩み電話相談における相談件数の増加傾向
女性の就業者が多い医療・福祉に関する事業所の増加

3. 策定にあたって

- ・平成 29 年 5 月 市長より「さいたま市男女共同参画推進協議会」（以下「協議会」という。）へ諮問
- ・平成 30 年 3 月 協議会から市長へ答申として「提言書」を提出
- ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目的、基本目標を踏まえ、協議会からの「提言書」を最大限尊重し、第 4 次計画を策定

4. 提言書概要（計画骨子）

（1）基本理念

～「女と男 ^{ひと} 市民一人ひとりが人権を尊重しあい ^{ひと} 共に生きるさいたま市の実現」～

（2）計画期間

国や県の計画期間が 5 年間であること、社会情勢の変化への対応や国の動向を踏まえた内容とするためするため、計画期間を 5 年間で望ましい。



- ・平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間
- ・期間中においても男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第 4 次計画を取り巻く環境が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを実施

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第 3 次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン	現 行 計 画					/	/	/	/	/
第 4 次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン	/	/	/	/	見直し	次 期 計 画				

(3) 重点事項

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ※2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ※3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実
- ※4 女性の経済的自立に向けた取組の推進
- 5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備
- ※「女性活躍推進計画」として位置付ける

(4) 計画の目標及び体系

7つの目標、21の施策の方向を計画の体系とする。

目 標	施策の方向
I 人権を尊重しあい男女共同参画の推進体制の充実を図るまちづくり	① 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
	② 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
	③ 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進
	④ 男女共同参画推進センター機能の充実
II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり	① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	② 男性にとっての男女共同参画の推進
	③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ★重点事項★
	④ メディアにおける人権の尊重
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ★重点事項★
	② あらゆる分野における女性の参画の拡大
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	② 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実 ★重点事項★
	③ 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	① 働く場における男女の均等待遇の促進
	② 女性の経済的自立に向けた取組の推進 ★重点事項★
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	① 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備 ★重点事項★
	② 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③ 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくりの支援
	④ 男女共同参画の視点に立った防災・環境分野における取組の推進
VII 女性に対する暴力のないまちづくり	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	② ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

(5) 数値目標の設定

- ・ 施策の目標や成果を市民にわかりやすく示すことができる
- ・ 各施策を計画的に推進するために有用
- ・ 現状と今後の見通しを踏まえた適切な数値目標の設定

5. 計画策定スケジュール

年度	月	次期基本計画	庁内関係	男女共同参画推進協議会	議会
30	4				
	5	【計画概要提示】	男女共同参画推進本部会議 幹事会（5月22日） 【庁内事業調査依頼】	第67回協議会（5月25日） 【次期プランの策定について】	
	6	【素案作成】	【事業調査実施】		
	7			第68回協議会 【外部評価に伴うヒアリング】	
	8	【素案】	【素案】庁内確認		
	9		男女共同参画推進本部会議 【素案について】	第69回協議会 【次期プランの素案について】	素案報告
	10	パブリック・コメント (素案の対する意見募集)			
	11	【計画案作成】			
	12	【計画案】			
	1		男女共同参画推進本部会議	第70回協議会 【次期プラン計画案について】	
	2				計画案報告
	3	《次期計画公表》			